

裁判員経験者意見交換会議事録（平成29年5月26日開催分）

司会者： それでは、始めさせていただきます。

私は大阪地方裁判所第6刑事部で裁判長をしております松田と申します。本日は司会進行をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、大阪地方裁判所で裁判員等を経験された方々の中から5名の方にお越しいただきました。お忙しい中、本当にありがとうございます。

この意見交換会は、経験者の方々から、それぞれ参加された事件を通じて裁判員制度についての御意見・御感想をお伺いしまして、裁判員制度の実情を広く知っていただくとともに、制度をより良いものとするために行われるものです。本日は是非忌憚のない御意見をお話しいただきまして、我々裁判所、そして検察庁、弁護士会にとりましても有意義な会になればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、本日の意見交換会に参加しております検察官、弁護士、裁判官からそれぞれ簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

丸山検察官： 大阪地検公判部の検事の丸山です。本日は証拠関係の複雑な事件を御担当された裁判員の方がいらっしゃっておりますので、検察官としましてはどのように分かりやすく主張立証するのがいいのかについて、参考となる御意見を是非伺いたいと思っております。よろしく願いします。

宇野弁護士： 弁護士の宇野と申します。大阪弁護士会の刑事弁護委員会に所属しております。先ほど検事の丸山さんからもお話があったとおり、弁護人としてもやはり分かりやすい公判での弁護活動がどういうものかについて、本日は貴重なお話をお伺いできると思っております。よろしく願いします。

海瀬裁判官： 第6刑事部の裁判官の海瀬と申します。裁判所もやはり皆様に分かりやすい公判審理を計画していくというのが重要な責務であると思っておりますので、皆様から御意見をいただいて参考にし、より良い裁判員裁判を行っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

司会者：では早速意見交換に入りたいと思います。

まずは本題に入る前に、経験者の方々から、それぞれどのような事件を御担当されたのか、事件の内容を簡単に結構ですので御紹介いただきまして、裁判員裁判に参加された全般的な感想や印象をお伺いしたいと思います。あわせて、裁判員裁判を経験することによって、例えば、事件報道の見方ですとか、経験する前と比べて変わった点がございましたらお話をいただければと思います。では、1番の方からお願いします。

裁判員経験者 1：私が担当したのは、児童虐待の事件でございました。児童虐待というのは最近、日常茶飯事のごとく起きていまして、どうしてこのような児童虐待が防げないのかと感じております。私が裁判員を経験した感想としては、検察官も弁護人も非常にきめ細かく対応されて、非常に良かったなという感じを持っています。ただ、この事件の後、ソーシャルワーカーといった方たちのフォローとか、あるいは結果が好転しているのかとか、あるいは再犯の可能性があるのかとか、その辺りが最近のマスコミの報道を見ても分かりませんので、そういうことが我々は知りたいなと、これは裁判所に求めるのは無理かも分かりませんが、どこかで社会的に立証されたら、あるいは報告されたらいいなと思っております。

司会者：ありがとうございます。

1番の方が御担当された事件は傷害致死の事件で、傷害致死自体には争いはなく、その前の1箇月間の被告人の暴力とそれによって被害児童がけがを負ったかどうかといったところが主に争われたと聞いております。裁判員裁判を経験された後で、例えば、テレビや新聞で事件報道に接したり、あるいはそのほかのことでも構いませんが、裁判員裁判を経験された前と後とで何か変わった点等がございましたら御紹介いただければと思います。

裁判員経験者 1：参考になるかどうかは別にして、児童虐待の問題は社会的な背景とか経済的な問題とか種々いろいろな要因があると思いますが、一向になくならないので、これはどういうことなのかなと感じました。社会的な規範が正

面に求められても、このような事件というものがどうしてもなくならないと、裁判が永遠に続くのかなと若干むなしい気持ちになります。

司会者：ありがとうございました。

では続いて2番の方、よろしく申し上げます。

裁判員経験者2：私は、被告人がコンビニに入ってものを盗んで、逃げるときに店主に止められて、そのときに手にナイフを持っていたので、振り返ったときにナイフが刺さったというコンビニ強盗の事件を担当しました。判決を出すのに、故意でやったかどうかというような点も争点としていろいろ話し合ったんですけども、そのときは検察官とか裁判所から出てきた資料が非常に分かりやすく、非常にやりやすかったという印象があります。でも思ったのは、先ほど1番の方が言われましたように、事件を起こした後、例えば、刑務所から出てきた後のフォローとか、その辺りにもものすごく不安な面があるんですね。再犯率が結構高いという話も聞いておりますので、それはもう国が考えんとあかんことかも知れませんが、それがどうしても頭に残っています。

司会者：ありがとうございます。

裁判員を経験された前後で何か変わった点等はございますでしょうか。

裁判員経験者2：前はテレビで懲役何年とか出てくると、そうかそうかって見てたんですけど、やっぱりちょっとは考えるようになりましたね。それは違うやろうとか、その事件に対しての情状酌量とか、刑の重さとか、それを考えるようになりました。

司会者：ありがとうございました。

1番の方、2番の方とも、判決後にも被告人の更生に思いを致されており、いかに真摯に事件に取り組んでいただいたのかが分かりました。本当に感謝しております。

では続きまして3番の方、よろしく願いいたします。

裁判員経験者3：私が担当したのは強制わいせつ致傷の事件です。被告人本人はやっていないと、弁護人も犯人は別にいるという主張をしている事件だっ

たんですけども、被告人は前にも同じような事件を起こしておりまして、それはもうはっきり確定しているわけなんです。その中で考えたんですが、やっぱり事件そのものはあつてはならないことだし、それなりの刑が確定しました。ただ、過去の例というのはいろいろ調べても全く同じような事件というのはないわけですね。大体類似したような事件から参考にしたんですけど、あまり過去の事件の結果だけにとらわれてもちょっと問題かなということは感じました。そういうこともあるけれども、それらも踏まえて今の事件で考えるということが大事だと思いましたね。

私自身は当然初めての経験ですし、実際の裁判というものがこういうふうに進められていくんだということがよく分かりました。そういう意味では、それ以降新聞を見ましても、ささいな事件から大きな事件までありますけども、自分なりに考えて、この事件はどうしてこうなんやろうとかいろいろ考えることが多くなりました。

司会者：どうもありがとうございます。

3番の方が御担当された事件は強制わいせつ致傷の案件で、犯人性が争われていて、検察官はDNAの一致から犯人性を立証しようとした事件でした。

それでは続きまして4番の方、よろしく願いいたします。

裁判員経験者4：私が担当したのは、同棲していた被害者に暴行を加えて救護措置をとらずに被害者を放置したまま外出したという事件なんですけども、このまま救護措置をとらなかつたら死ぬ危険性があつたかどうかというのが争点で、傷害罪にするか殺人未遂罪にするかっていうのが大きな問題の事件を担当させていただきました。裁判の日程が結構長くて、10日以上裁判所に通いました。でも、今から思えばいい勉強をさせていただいたと思っております。

司会者：ありがとうございました。

殺人未遂の事件で、しかも、判決を拝見しますとかなり判断事項も多くて、御苦勞をされた点多いのかなと思います。裁判所にお越しいただく日にちもかなり長かつたと思いますが、参加されることについて何か障害やお考えがあ

ったらお聞かせ願えればと思います。その点はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 4：私は別に仕事上云々という問題はなかったのですが、難なくこなせたと思います。

司会者：ありがとうございます。

もう1点だけ、先ほど来お伺いしてるところであります。裁判員裁判を御経験された前後で何か変わった点等がもしございましたらお話をいただければと思います。

裁判員経験者 4：先ほど3番さんがおっしゃっていたように、ニュースを見たときに以前は懲役何年、ふうんと思っていたんですけど、裁判員を担当した後は、その検察官の求刑が何年で、結局判決が何年になったのはどうしてそうなったんやろうって思いながら、テレビや新聞を見てみたりするようになりました。

司会者：ありがとうございます。

裁判に興味を持っていただければ幸いです。

では続きまして5番の方、よろしく願いいたします。

裁判員経験者 5：私は乳児の傷害致死の事件でした。被告人は最後まで事故を主張してしまして、医者の証言以外はほとんど証拠がなくて、4番さんほどはいかないんですけど、1週間以上裁判所に通った覚えがあります。全くゼロからだったので、素人の私としては難しかったんですけども、控え室でも裁判長の説明がすごく分かりやすかったです。

司会者：ありがとうございます。

5番の方が担当された事件は、1番の方同様、児童虐待による傷害致死の事件で、死因となった傷が故意の暴行によるものか過失かといったところが争われた事件でした。裁判員裁判を経験された後で、前と変わった点等はございますでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね。先ほどの御三方の意見と同じで、ニュースなどで見て、やっぱり今までと違って裁判に対して興味が出たのと、実際裁判所で法

廷でのやり取りを目の当たりにして、また自分も参加してすごくいい体験になりました。

司会者：ありがとうございました。

それでは本日の意見交換会のメインテーマである、争いのある事件における検察官・弁護人の主張立証活動の在り方について話を進めていきたいと思えます。

裁判員経験者の皆様が御経験された事件の内容はそれぞれ違いますし、争いになったポイントも違うんですけれども、ただでさえ裁判に初めて参加されるということで大変だったと思われれます。いずれも否認事件で、中には争点が大きくて複雑な事件もありましたので、困難を感じたり大変だなと感じられた場面もあったかもしれません。その辺りの御感想や御苦労あるいはもう少しこうしてもらった方が良かったなみたいな改善点等がありましたら、是非お聞かせ願えればと思っております。経験者の皆様におかれましては御遠慮なされずに御意見・御感想をお話しただければと思えます。

まず、法廷で審理が始まった最初の方に、検察官・弁護人の冒頭陳述が行われたと思えます。御手元にもそれぞれ担当された事件の冒頭陳述のメモがあると思えます。冒頭陳述というのは、検察官・弁護人が今回の事件がどういった事件で、何が争点となっていて、その後始まっていく証拠調べで何を注目してほしいか、裁判員・裁判官にどういった判断をしてほしいと求めているのかといった点についてプレゼンをする場面なのですが、その内容が理解できるようなものであったか、あるいは検察官・弁護人のどちらかは分かりやすく、どちらかは分かりにくかったとか、何か印象に残った点がありましたら教えていただければと思えます。

今度は順番を変えまして、3番の方からお聞きしたいと思えます。3番の方が御担当された事件は、被告人が犯人ではないと争って、DNAが根拠となっていたと思えます。まず検察官の冒頭陳述について、資料を見ますとA3サイズの1枚のメモで、図もあるような内容です。審理予定を見ると、時間は15

分程度というふうになっているのですが、この内容で今言った争点が分かりやすかったのか、あるいはそうでなかったのか、何かお感じになったことがあればお聞かせ願いたいと思います。

裁判員経験者 3：検察官の陳述は非常によく分かりました。ただ、それを聞いたときは、これだったらもう反論の余地がないなというくらいに思ったんですが、その後弁護人の陳述を聞いて、これも何とも説得力のある話と感じましたので、これはしっかり考えないといけないなというふうに思いました。だから、最初に検察官の話聞いたときと、両者の言い分を聞いてからの私というのはすごく変わったと思います。

司会者：ありがとうございます。

そうすると弁護人の冒頭陳述は、これによるとA4サイズ2枚程度で文字のみの内容で、時間は20分程度ということだったようなんですが、弁護人が何を争っているかというのは理解できる内容だったんでしょうか。

裁判員経験者 3：よく分かりました。

司会者：検察官の冒頭陳述に話を戻しますが、検察官は被害者の衣服に付着していた皮膚片のDNAと被告人のDNAとが一致したということを被告人が犯人である根拠としていて、その後の証拠調べで資料の汚染、要は違う人の皮膚が付いた可能性があるかどうかですとか、資料の取り違いがなかったかということを複数の警察官や鑑定人で立証していたと思うんですが、そういった内容がその後の証拠調べでどこに注目して聞かなければならないかといったところまで、この検察官の冒頭陳述で理解できたでしょうか。

裁判員経験者 3：検察官の言うことはよく分かったんです。その後、科捜研の方が出て来られてDVDを見せていただいて、それから説明があったんですけども、そこの部分はとても難しかったですね。テレビなんかで見ていると科捜研云々というのも非常に分かりやすいんですけども、あのときの説明はあまりにも科学的過ぎるというか、ちょっとよく分かりませんでした。

司会者：ありがとうございます。

先ほど来お話もありましたが、弁護人の方はアリバイがあるとか、真犯人が別にいるのではないかといった話をされていたと思うのですが、書面上弁護人の冒頭陳述を見ると、あまりDNAについては触れられていなかったように思っただけですけれども、その点については弁護人がどこを中心に争っているかについては理解できませんでしたでしょうか。

裁判員経験者 3：弁護人が、絶対ないとは言いきれないということでいろいろな例を挙げたわけですね。同じコンビニへ行ったかも分からないとか、職場へ行くのに同じ電車に乗ったかも分からないとかそういう話で、疑問があれば被告人に有利なようにすべきじゃないかということを経験に言われたんです。それでやっぱり冤罪というようなことがあったらだめなんで、しっかり考えないといかんというふうに思いました。

司会者：ありがとうございました。

今お話があったように、判決を見ると、被告人と被害者が同じ駅やコンビニを使っていたようなので、犯行とは別の機会に被告人の皮膚が被害者の衣服に付いたのではないかといった争われ方をして、そこが一つの争点になっていたようなのですが、そこが争点になるということは最初の冒頭陳述の段階で分かったのでしょうか。それとも証拠調べをするうちに段々分かってきたものなのでしょうか。

裁判員経験者 3：それはやっぱり話を進めていくうちにそういう状況がいろいろあるということで分かってきました。

司会者：ありがとうございました。

あと、少し形式的な話なんですけれども、検察官の冒頭陳述メモを拝見すると、A3サイズの1枚で図面があったり矢印があったりといった内容なのに対し、弁護人の冒頭陳述メモは文字のみという形だったと思います。その違いによって理解の仕方に違いがあるということはありませんでしたか。それとも、特になかったということなのでしょうか。

裁判員経験者 3：やっぱりあったと思います。

司会者：ありがとうございました。

では続きまして、2番の方にお伺いしたいと思います。検察官の冒頭陳述メモを見るとA4サイズ1枚で図もある形で、時間を見ると予定では20分程度されたというようになっております。弁護人はA4サイズ2枚程度で、こちらは文字のみということで、時間は10分程度と聞いております。争点は先ほどお話しいただいたとおり、傷害が故意によるものだったのかどうかというところだと思うんですけども、この事件が大体どのような事件で、どこが争点で、その後の証拠調べで何を判断しなければならないかということは、この冒頭陳述で理解できましたでしょうか。それとも理解しづらいものだったでしょうか。

裁判員経験者2：ものすごく理解しやすかったです。写真とかもあって、実際に裁判官の方と現場で立って、動きをやってみて、これだったら故意かなとか、そういう動きがよく分かりました。

司会者：現場に立ってというのはどのような状況でしょうか。

裁判員経験者2：例えば、被告人が逃げているところ、店長が右手で被告人の肩を押さえて止めて、被告人がそれを振り払ってこうやって刺しました、被告人は手が振り子みたいになって腹に刺さったんだと言われていたので、実際にそれをやってみて、傷口の写真を見て、そうだなとか、それは違うなということが大体よく分かる資料でした。

司会者：ありがとうございます。

そのようなことを判断するという事は、最初の冒頭陳述でよく分かりましたか。

裁判員経験者2：そうですね。故意であるかどうか、それが一番の争点だったということはよく分かりました。

司会者：ありがとうございました。

検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述をされたわけですが、分かりやすさの点でこちらがどうだったとか、何か御印象がありましたら教えていただけ

ればと思います。

裁判員経験者 2：検察官の資料の方が分かりやすかったですね。あと、弁護人の方というのは、否定するわけじゃないんですけども、被告人の罪の情状酌量を考えておられますので。でも、こちらとしては資料を見て判断することになりますので、この事件については判断しやすかったです。

司会者：ありがとうございます。

では続いて、1番の方にお伺いしたいと思います。検察官の冒頭陳述メモはA4サイズ1枚で、かなり情報が詰め込まれてるように感じられまして、時間も20分程度されたということになっております。弁護人はA4サイズ2枚で文字のみということになっておりまして、時間も20分程度というふうに聞いております。この事件では複数の登場人物が出てきたり、経緯もいろいろある事案だったんですけども、本件がどのような事案で、何が争点で、その後の証拠調べでどのようなことを判断しなくてはならないのかという部分が、この最初の検察官・弁護人の冒頭陳述で分かりやすく理解できたのかどうか、その辺りについて何か御印象等がありましたらお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 1：私が担当したのは、生後数箇月の子どもを虐待して死に至らしめたという事案だったのですが、私は、何も分からない子どもを虐待して死に至らしめたというのは情動的にけしからん話で、人間として許せないということをまず感じました。検察官の冒頭陳述に比べて、どうしても弁護人の方は後から追いかけることになりまして、情報がどうしても検察の方が早いと、弁護人の方が後追いになると思いました。弁護人はできるだけ量刑に絡んで、被告人の量刑をできるだけ少なくしようという感じで、とにかく死に至らしめた原因が検察官と弁護人との間で争いになっていました。

司会者：ありがとうございます。

傷害致死自体には争いがなくて、その前の傷害のところに争いがあった少し難しい事件で、傷が頭蓋骨骨折と硬膜下血腫とがあつて、そこからどれだけの力が加わったかという話を医師が証言して、弁護人からは過失かあるいは他の

子どもの行為によってこの傷害が生じた可能性があるといった争い方をされているようです。この点が争いになるということが、最初の冒頭陳述の段階で理解はできましたでしょうか。

裁判員経験者 1：非常によく理解できました。検察官のまとめ方も弁護人のまとめ方も非常によくできていて分かりやすかったです。

司会者：ありがとうございました。

では続いて、5番の方にお伺いしたいんですけども、検察官の冒頭陳述メモはA3サイズ1枚程度で図面もある形で、時間は10分程度なされたというふうに聞いております。弁護人はA4サイズ1枚で、こちらは文字のみで書かれていて時間は10分程度だったと思います。5番の方が担当された案件では、傷があること自体には争いがなくて、それが被告人の暴行によって生じたのか、あるいは過失によって生じたのかといったところが争われたようです。そこが争点になるということが、この最初の検察官・弁護人の冒頭陳述で理解できたのか、あるいは理解が難しく、例えば、裁判所からの説明があって理解できたのか、その辺りはどのような御印象でしょうか。

裁判員経験者 5：検察官、弁護人の冒頭陳述を聞いてすぐに分かりました。

司会者：検察官の冒頭陳述メモは矢印があったり、いろいろと視覚に訴える形になっておりますが、弁護人の方はメモだけ見ると文字のみということになっております。こちらについては、分かりやすさに差があったのか、そうではなくて同じだったのか、その辺りはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 5：どこが争われているかというのは理解できる内容でした。

司会者：ありがとうございました。

続いて4番の方にお伺いしますが、先ほどかなり長期間にわたったというお話がありましたが、審理予定を見ると証人の方も多数いらっしゃったようですし、判断事項もかなり多岐にわたっていて、判決を見てもかなりの判断をされていると思っております。検察官の冒頭陳述メモもA3サイズ1枚にびっしり書いてあって、審理予定では時間も30分というふうに書かれておりました。

経緯もいろいろとある事件だったと知っているんですが、この冒頭陳述で、何が争点で、その後の証拠調べで何を判断するのか、あるいは証拠調べでどこに注目して聞かなければいけないのかが理解しやすいものだったのか、それとも例えば裁判所からの説明で分かったというようなものだったのか、この辺りについて何か御印象がありましたら教えていただければと思います。

裁判員経験者 4：検察官の冒頭陳述は、午前中に裁判員に選ばれて、午後からいきなり公判ということで舞い上がっていたのもあって、何がどうなっているかが分からなくて、あと、検察官の方の声が小さくてちょっと聞き取りにくくて、資料だけをざっと読んでそれを詰め込むのが精一杯でした。部屋に戻ってから裁判官の方に簡単に説明していただいたので、その日は何となく分かったような感じで、日が経つにつれて段々よく分かってきて、何が争点になってるかについても自分の中で理解していった印象です。

司会者：最初からあまり情報量が多いと、なかなかついていくことが大変ということもあるんでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね。

司会者：わかりました。ありがとうございます。

逆に弁護側の冒頭陳述なのですが、メモ自体はA 4サイズ1枚のシンプルなもので文字のみで構成されているのですが、予定を見ると時間は30分かかったようで、かなり付加されていろいろお話をされたと思います。弁護人としてどこを争っているのかは理解できるような内容だったんでしょうか。

裁判員経験者 4：よく分かるように説明していただいたと思います。

司会者：ありがとうございました。

ここまで検察官と弁護人の冒頭陳述について経験者の皆様にお伺いしてきたところですが、特に冒頭陳述に関して、裁判官・検察官・弁護人から聞いておきたいことがあれば是非聞いていただければと思います。

宇野弁護士：特に4番さんで、あるいはそれ以外の方にも聞きたいなと思ったのが、弁護側の冒頭陳述のペーパーの分量です。たくさん事実を詰め込み過ぎ

るとついていけなくなるというのが先ほど4番さんの意見で、検察官の冒頭陳述のときにお話があったと思うんですけれども、逆に弁護人は、ペーパーはすごいすっきりしていると思うんですけれど、他方で30分、冒頭陳述に時間をかけていたということで、これ以外の情報がたくさん出てきたのではないかと、思うんです。まず前提として、ペーパーが事前に配られたのか、冒頭陳述が終わった後の事後配布だったのかというところを先に確認したいなと思います。そこはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者4：事前に配っていただきました。

司会者：では、冒頭陳述メモが手元にある状態で弁護人の冒頭陳述がなされたということで、それを前提に聞いていただければと思います。

宇野弁護士：メモが手元にある状態で30分のお話ということだったんですけれども、多分これ以外の情報が聞いているうちにいっぱい出てくるという状況になったと思うんです。そんなの書き切れないよという形でやっぱり情報量が多くて大変だったという印象なのか、そうではなくて、これぐらいすっきりしたペーパーが手元にあれば弁護人の話はとても分かりやすく聞けたということなのか、その辺りの御感想を教えてもらいたいです。

裁判員経験者4：割と饒舌な弁護士さんだったので、まるでドラマを見ているみたいな動き、声ですごく分かりやすかったです。その前に検察側の資料を読んでいて、それからこれをいただいたのでよく理解できました。お話になられていることは、そんなにたくさんの情報量を私たちにぶつけてきているわけではなかったです。分かりやすく、大げさにゆっくりとかみ砕いて説明されているように私は思いました。

司会者：ほかの経験者の方々にも聞かれますか。

宇野弁護士：大丈夫です。ありがとうございます。

司会者：検察官はいかがでしょうか。

丸山検察官：4番の方に伺いますけれども、冒頭陳述メモは、冒頭陳述が終わった後、評議とか証拠調べの際に、やっぱり手元に持って今この辺りをやっ

るんだなという指標としては使われるんですか。

裁判員経験者 4：はい、使っていました。

丸山検察官：そういう意味では最初いきなり読むと情報量が多過ぎる感じはありますけど、後から役に立つという面もあるんでしょうか。

裁判員経験者 4：はい。最初はよく分かりませんでしたけど、何度も何度も見たりして、こういうことだったんだなって思ったり、考え直したりするのとか、いろいろ役立った資料で、後から思えばすごく分かりやすく書いてあるなって思います。

丸山検察官：1番の方にお話をお伺いしたいんですけども、検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述を見ると、検察官はばくっと、頻繁に虐待しました、だからこれだけ頭にけががあります、骨折したりとか血腫ができたりしていますという主張で、弁護人は、雑に扱っていたことぐらいしかありませんという主張をしていると思うんです。このお互いの言い分だけを聞いたときに、一個一個の事実について、この血腫はどうやってできたのだろうかとか、頭蓋骨折がどうやって起きたのだろうかとかいう、その一個一個の行為とその因果関係が問題になっているというのは、本当にこの冒頭陳述で分かるのかなっていうのを疑問に思ったんです。結局、検察官はばくっと、虐待にあっていましたが、これだけけがをしました、弁護人は、いや虐待なんかやっていません、ちょっと雑に扱いましたという主張だと思うんです。判決は、それぞれのけがが虐待とは関係ない可能性があるとか、虐待によるものだとか、細かい判断をされていると思うんですけども、そういう細かい判断が求められている、そのために医師が来ているというのは、冒頭陳述の段階で理解できましたでしょうか。ちょっと細かい質問ですけども、いかがですか。

裁判員経験者 1：いや、その辺りは冒頭陳述だけでは理解できませんでした。冒頭陳述の中でざくっとした検察官のお話と、それから弁護側の反論と、こういうことで、あとの証人調べのときに、どういうことで死に至らしめたのかというのが段々分かってくるわけです。冒頭陳述のまとめ方としては、シンプルで

いいと、非常に良かったのではないかなと私は思っています。

丸山検察官：分かりました。ありがとうございます。

司会者：裁判官から何かありますか。

海瀬裁判官：先ほど4番の方から、選任手続当日の午後から冒頭陳述ということだったので、非常に緊張状態があったというお話がありました。その観点から今日いらっしゃっている方は、選任手続の翌日に裁判が始まっている方もおられますし、選任手続から1週間程度空いてから裁判が始まっている方もおられます。裁判員に選ばれてから実際に法廷で裁判をするまでの間、どういう精神状態だったかということと、最初の裁判のときに、落ちついて聞けるような精神状態だったかということをお話いただければと思います。

司会者：皆様にお伺いしたいと思います。1番の方からお願いします。

裁判員経験者1：私の場合は、選任が終わって、すぐ翌日から裁判が始まったんですが、むしろその方が良かったかなと思います。というのは、私たちは素人ですから、時間が経つと逆に混乱してしまって、翌日から始まった方が妙な緊張がなくて良かったんじゃないかなと思っています。

司会者：例えば4番の方のように、選任があつてその日の午後から裁判というのは、どのような感じですか。その日の午後では早過ぎるという感じですか。それとも、別に午後から始まっても大丈夫だったでしょうか。

裁判員経験者1：私はそれでもいいと思います。むしろ長い緊張感より、即始まった方がいいかなと思います。

司会者：ありがとうございます。では、2番の方、よろしくお願いします。

裁判員経験者2：最初の裁判は、午前10時から始まって、検察官の冒頭陳述とその後の弁護人の冒頭陳述が連続であつたんですけれども、先ほど4番の方が言われましたように、初めて裁判員をやるわけで、内容的にもどんなことをやるんだろうというので、ああ、こんなことかと。冒頭陳述が終わった後に、休廷があつたんですけれども、その間にもう一度メモを読み直して、それで大体中身だけは把握したという感じです。だから、ちょっと何か前振りがあつた方

がいいかなとは思いますが、中身を理解するには、どうしても休廷の時間を利用して勉強させてもらったというのが現実です。

司会者：ありがとうございました。ちなみに、選任期日があってから第1回の公判期日までは日にちは空いていましたか。

裁判員経験者2：四，五日空いていたような気はします。

司会者：四，五日空いている間というのはどのような感じだったんですか。緊張が高まってくるのか、それとも、それくらい空いていた方が良かったのか。

裁判員経験者2：いや，すぐ入っていた方がいいですね。

司会者：ありがとうございます。では，3番の方，お願いします。

裁判員経験者3：私の場合は間に1週間ほど空いて始まりました。その後も段々進んでいったということで，特に何もなかったです。

司会者：ありがとうございます。5番の方，いかがでしょうか。

裁判員経験者5：私は10日ほど空いているんですけども，私も仕事を持っているので，選任の日に行ったら抽選があって，当たるかどうかは分からないし，同じ会社で選任に行って落ちた人も通った人もいたんですが，大体ほとんどの人が落ちると聞いていたんで，私も落ちるつもりで行っていて，そのまま当日からいきなり裁判が始まったら，休みを入れていない状態なので，私の場合は空いていて良かったです。

司会者：仕事の関係のスケジュールを組むためには，少し空いていた方が良かったということですか。

裁判員経験者5：そうですね。

海瀬裁判官：緊張感はどうでしたか。10日くらい空いていたとお聞きしましたが，準備して，さあ裁判をやろうという感じで，冒頭陳述から落ち着いて裁判に集中できたかどうかというところはどうでしょうか。

裁判員経験者5：私は結構あがり症なんですけれども，前日までの緊張感というのはさほどなくて，実際に法廷に入るまで実感がなく，身構えるということはありませんでした。

司会者：ありがとうございました。

それでは、ここで一旦休憩いたします。

(休憩)

司会者：休憩前は、検察官、弁護人の冒頭陳述についていろいろお話をお伺いいたしました。分かりやすかったとおっしゃっていただいた御意見もありましたが、後から裁判官の説明を受けなければちょっと分かりづらかったとか、証拠調べが済んでいろいろ分かっていったというお話もございましたので、まだまだ法曹関係者の方で、特に、争点が複雑な事案についての冒頭陳述の在り方というのは検討しなくてはならないところだと思います。

では、続いて、証拠調べについて話を進めていきたいと思います。証拠調べでは、先ほどお話をしてきた冒頭陳述で、検察官、弁護人が提示した争点について、実際に証人にお話を聞いたりして心証をとっていくわけですが、この証人尋問が争点を判断する上で分かりやすかったのかどうか、何か関係ないことを聞いているなというような印象があったのか、あるいは物足りなかった、もっとこんな人の話を聞きたかったとか、検察官、弁護人が証人尋問をする際にいろいろな工夫をしていたと思うので、特に今回は専門家の証人も多く来られた事件もあったと思いますので、その辺りでどのような工夫をしていたのか、あるいはもう少し工夫が欲しかったとか、御感想等をお話しいただければと思います。

では、3番の方からお伺いしたいんですけども、先ほどDNAに関するお話で、少し分かりづらかったという御意見も出たと思うのですが、どういふところが分かりづらかったとか、もう少しこういうふうにしてもらえば良かったとか、その辺りをお聞きしたいと思います。専門用語も出たと思うんですけども、工夫をされていたのか、あるいは工夫が足りなかったのか、どのような話でも結構なのでお願いいたします。

裁判員経験者 3：科捜研の方が来られて、DVDを見て、それから説明に入ったわけですね。そして、こういうことが起こるのは、何兆分の1だという結論になったんですけれども、その説明が分かりづらかったですね。結論だけが印象に残りました。

司会者：検察官の方で、専門用語については分かりやすいようにかみ砕いて説明をさせるといった工夫はされていなかったのでしょうか。

裁判員経験者 3：資料をとるために、服に力を入れて何回もこうしたんですとか、そういうふうなことはよく分かりました。だから間違いのないようにやっているんだな、通常のやり方ではそんなに簡単に付くものではないので、何回も何回もこうしたあげくに出たんだなということは分かりました。だからそういう意味では、科学的なことは別にして、信頼性があるというふうに思いました。

司会者：今お話をされたのは、犯行と別の機会に被告人と被害者が偶然接触してDNAが付いた可能性があるかどうかというところの話ですね。

裁判員経験者 3：はい。事件が起こった直後に資料を採取して、それを科捜研の方で分析したということでしょうね。

司会者：ありがとうございます。先ほど来、話が出ていますが、DNAの話を聞く際に、何かDVDを視聴されたのでしょうか。

裁判員経験者 3：最初に10分ほどDVDを見て、その後、実際にこうしたというような説明が入りました。

司会者：その説明が専門的で分かりづらかったということでしょうか。

裁判員経験者 3：そうです。それがちょっと分かりづらかったです。

司会者：そこはもう少し、質問する側で工夫をした方が良かったのかもしれないですね。

それとは別に、鑑定する際に、そもそもの鑑定の資料に別の人のDNAが混じったりとか、この資料が取り違えられたみたいなことがないということを立証するために、衣服から皮片を採取した警察官ですとか、それを保管して鑑定

に出した警察官とか、複数名の警察官や科捜研の人間が証言しているんですけども、その辺りで何か理解が困難な点はございましたか。

裁判員経験者 3：その辺りはよく分かりました。資料が混在しないように、きっちりと保管するとか、絶対間違いがないように密閉するとか、いろんな話がありましたから、そういう工夫をしているんだということはよく分かりました。

司会者：ありがとうございます。逆に、弁護人側は真犯人がほかにいるのではないとか、あとはアリバイがあったというような話もされていますが、そちらについて、防犯カメラの映像を見られたんですか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：あとは、アリバイについては、御本人の話、被告人の話だけだったんですかね。その辺りで、もう少しこういう証拠があった方が良かったとか、いや、これで十分だったとか、何か御感想等はございますか。

裁判員経験者 3：証人が来るような話もあったんですが、結局は来られなかったんですけども、それは仕方がないと思います。検察官がいろんな証拠に基づいて話をされたことに対して、弁護人はどっちかと言ったら、証人として家族が出てきたり、いろんなことで情に訴えるというか、その辺りは非常に感銘を受けたというか、そういう気持ちになりました。

司会者：ありがとうございます。

続きまして、今度は2番の方にお聞きします。先ほど来、話があったんですけども、わざと刺したのか、それとも刺さってしまったのかというところが争点だったと思います。それについては、被害者の店長の証人尋問ですとか、被告人質問があったと思いますけれども、証人尋問とか、被告人質問の内容は分かりやすいものだったでしょうか。先ほど再現みたいなことをされたというお話もされていましたが。

裁判員経験者 2：裁判員の方と裁判官の方と一緒に、こういう格好でこういう動きをしたのかということ事前に頭に入れておいて、それから証人の話を聞きました。ですので、被告人が言われている、無意識に振り払ったんだというこ

とは、こういうことかなということとはよく分かりました。

司会者：実際に法廷で再現したというわけではないんですね。

裁判員経験者 2：そうではないです。

司会者：店長の証人尋問についても、特に分かりづらかったということはないですか。

裁判員経験者 2：分かりやすかったですね。店長が顔を見せるのが嫌だということで、遮へいをしてやっておられましたけれども、内容的には、ここに書いてある内容とほぼ一致しておりましたし、よく分かりました。

宇野弁護士：先ほど再現を試してみたという話とともに、被害者への尋問の評価は分かりやすかったというところが両方出てきたと思うんですけども、例えば被害者に法廷で現実に犯人がどういう動きだったとか、自分がどういうふうに動いて、どうなったのかということを実況再現してもらった方が良かったんじゃないかとか、その辺りの御感想があればお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者 2：やってもらってもいいかもしれませんが、実際、被告人と顔を合わせるのが嫌ということですから。

宇野弁護士：例えば、工夫の仕方として、検察官が犯人役をやって、被害者に声をかけたときの状況がどうだったのか再現してみるとか、法廷でやってもらった方が良かったかどうかという点はいかがですか。

裁判員経験者 2：実際法廷でやってもらった方が一番確実ですね。実際に立ち会った人がおられますので。私がやったのは、あくまでも会議室の中で、裁判員と裁判官の人と、被告人と店長の役割を決めて、それでこういう格好かな、こういう格好だねということでしたので。

司会者：ありがとうございました。

続きまして、1番の方、5番の方、あと4番の方は、いずれも医師が来て、証人尋問をしたということになっております。その内容が理解しやすいものだったか、検察官や弁護人が裁判員の方に分かりやすい質問をしていたのかどうかも含めて、あるいはもう少しこうやった方が良かったみたいな話があれば、

お伺いしたいと思います。

裁判員経験者 1：お医者さんの証言は、検察官側も弁護士側もそれぞれ出たんですが、正直言って専門用語がありますので、どんなに易しく説明してもらっても分からないものは分からないです。死に至らしめた原因は何なのか、殴ったのか、放り投げたのか、あるいはどこかで打ったのか、あるいは作為的なのか、事故なのか、その辺りの状況の説明があるわけですが、正直言って我々素人には難しかったですね。

司会者：その点、検察官や弁護士において何か工夫している点はありませんでしたか。専門用語をかみ砕くとか、あるいは単に言葉のやりとりだけではなくて図面を示すとか、あるいは、工学実験の結果も示したような事例もあったかと思うんです。何か工夫をされて、これは良かったとか、もう少しこうした方が良かったという点がございますか。

裁判員経験者 1：その点、我々素人にも分かりやすいように非常に丁寧に説明してもらいました。医療の専門的用語は理解できないまでも、今までの例とか、過去の実態なども加えて説明していただきましたので、分からないなりに理解できたという印象です。

司会者：ありがとうございます。4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私は、膨大なCT画像を見せられました。検察側の方が、私たちがえっと思うところで御質問されていたので、分からないなりに理解はできました。後日、法医学の先生が来られて証人で発言された分は、慣れていらっしゃるのか、すごく分かりやすくて、大学の授業を聞いているような気分で、よく理解できました。

司会者：分かりやすいというお話もあつたんですけれども、質問の方法で何か工夫されている点とかはありましたか。例えば、図面を示すとか、写真を示すとか、その辺りはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 4：CT画像に直接書き込んで、ここがこうなんですよとおっしゃったので、ああ、そうなんやみたいになって、脳挫傷云々の部分で、ここが当

たったらこっちに反動でどうなるのかいうのをマジックで書きながら説明してくださったので、それはよく分かりました。

司会者：それは単に口で説明するよりも分かりやすかったということでしょうか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：ありがとうございます。5番の方は、いかがでしょうか。

裁判員経験者 5：私もお医者さんが3人も4人も来られて、弁護人側と検察官側のお医者さんの証言だったんですけれども、もちろん医学用語はちんぷんかんぷんだったんですけれども、掘り下げて一つ一つ説明していただいて、図解もしていただいて、CT画像や絵とかを使っただいて、そこにペンで説明を加えていただきながらだったので、言葉自体は分からないんですけれども、よく理解はできました。

ただ、実際裁判員に選ばれたということで、友だちと話をしたときにも、ぐろい写真を見せられるんちゃうんとかいう話題になりましたけれども、実際に行ったら気を使っただいてるのは分かりました。それでも、裁判の成り行き上、どうしても見せなくてはならないものもあって、実際私のときも1枚だけ、全体図は分からないんですけれども、CTの写真とかだったら被害者のほぼ顔面全部、それと傷口は生の写真が1枚ありました。隣におられた裁判員の方が法廷でモニターを見ながら泣いておられて、致し方ないんですけれども、そういうことがあったことも事実です。

司会者：ありがとうございます。刺激的な証拠については、裁判所だけではなく、検察官、弁護人において、公判前整理手続の段階で何が必要かということとは十分に検討して、不要に刺激的なものは出ないように配慮しております。どうしても争点の関係で出ざるを得ないところもあるかと思いますが、今の御意見は真摯に受け止めて、これからも無用な刺激を与えないようにということとは配慮していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

5番の方の事件は、問題となっている傷があって、その傷が故意の暴力によ

るものなのか、過失によるものなのかが争われていて、傷が生じたときに加わった力の程度がどうだったかという点で、検察官請求の医師と、弁護人請求の医師が来て違う話をされたと思うのですが、同じ行為について専門家が複数来て違う話をされたときに、判断する上や理解する上で困難があったのか、それともなかったのか、その辺りの御印象があればお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 5：私はすぐに判断できましたし、特に理解に困難なところはなかったです。

司会者：1番の方も、検察官請求の医師と弁護人請求の医師が来られて、違う話をされて、対立する形になったと思うのですが、この辺りの理解のしやすさ等についてはいかがでしょうか。理解するのに困難なところがございましたか。

裁判員経験者 1：弁護側のお医者さんと検察側のお医者さんがそれぞれ証言されました。弁護側が、ロボットを使ったり、いろいろなことをやられて、これは生身の人間ではない、ロボットのものであるとか、そういうことも言われました。我々には分かりにくかったんですが、弁護側として、できるだけ理解してもらうように努力されているのはよく理解できましたが、証言というのは難しいなと思いました。

司会者：ありがとうございます。ロボットを使って、どれぐらいの力が加わったかという実験をしたんでしょうかね。

裁判員経験者 1：そうです。実験データですから、その辺りはあくまでも参考にしかないです。

司会者：ありがとうございます。

証拠調べについて、1番の方から5番の方までお伺いしたところではありますが、検察官、弁護士、裁判官から何か質問等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。

丸山検察官：同じような質問ですけれども、例えば5番さんの双方のお医者さんの意見が食い違うときに、結局こっちのお医者さんの言うことはおかしいなど

いうことまで判断がついたものなんですか。

裁判員経験者 5：はい、分かりました。

丸山検察官：1番さんにもお聞きします。評議にわたらない範囲でお聞きしますけれども、こちらの言っていることはおかしいなというところまではいくんでしょうか。

裁判員経験者 1：理解できました。

宇野弁護士：2番さんに質問なんですけれども、被害者の尋問のときに、遮へいの措置がとられたということで、被害者が被告人から見えないように衝立てが立てられたと思うんですけれども、それを見られたときに、どういう印象をお持ちになりましたか。何か御感想があれば教えてください。

裁判員経験者 2：やっぱり思ったのは、被害者の方の恐怖心です。そのときはいかかもしれないけれども、もし懲役を終えて出てきたときに仕返しされるのではないかと、やっぱりそういう恐怖心が先に立って、顔は映さないでくれということで遮へいをされている。やっぱりこれも後々のこと、この場限りじゃなく、後々の被害者のフォローも必要なんじゃないかなという気がしました。

司会者：ありがとうございます。最後に、論告・弁論といいまして、証拠調べをした後、検察官と弁護人がまとめのプレゼンをする場面があったと思います。検察官、弁護人から、証拠調べの結果を踏まえると争点についてはこう判断すべきだというプレゼンがあったと思いますが、そのプレゼンについて、理解できたのかどうか、あるいはこういうところをもう少しこうした方が良かったとか、何か印象に残っていることがありましたら、お伺いしていきたいと思います。

裁判員経験者 5：どちらも大変分かりやすかったです。

司会者：5番の方の担当された事件の論告を見ますと、1枚目にまとめがあって、詳細が2枚目以降に書かれていくような構成になっていたと思うんですけれども、その辺りの分かりやすさは、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者 5：よく分かりました。

司会者：3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者3：よく分かりました。検察側も弁護側もよくここまで書かれたなという感じです。

司会者：4番の方は、いかがですか。最後の論告・弁論で、検察官、弁護人がそれぞれプレゼンをする場面です。

裁判員経験者4：論告メモはいただいていたし、弁論メモを見ながら聞いていたので、特にありません。

司会者：ありがとうございました。2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：私も両方とも分かりやすかったので、良かったと思います。

司会者：1番の方はいかがですか。

裁判員経験者1：私もよく理解できました。

司会者：ありがとうございました。何かもっとこうした方が良かったというようなことはありますか。

裁判員経験者3：私の事件は強制わいせつ致傷だったんですけれども、男女の比率の問題ですね。私はこういう問題では、やっぱり男性と女性と半々になるというふうな、そういうことは考えていけないんじゃないかと思うんです。抽せんで仕方ないという部分もあるかも分かりませんが、特にこういう事件の場合には、女性を過半数にするとか、そういうことが必要じゃないかというふうなことを感じました。

司会者：ありがとうございます。

それでは、次の話題に入らせていただいて、守秘義務についての御感想や御意見についてお伺いしたいと思います。守秘義務があるんですよということは裁判官から説明を受けたと思うんですけれども、実際、裁判員裁判を終わられて、守秘義務があるということで、特に何か御負担に感じられたことや、あるいは御感想がありましたら、それぞれ簡単にお聞かせいただけたらと思います。では、1番の方からお願いします。

裁判員経験者1：特にありません。私はこの裁判員裁判で裁判所に行くというこ

とは家族にも言いましたけれども、内容については一言もしゃべっていません。身内といえども、やっぱりしゃべってはいけないことはしゃべってはいけないと思いますので、会社にも家族にも内容は一言もしゃべっておりません。

司会者：ありがとうございます。

どうということが守秘義務として話してはいけないことで、こういうことはいいのですという話は裁判所から説明はございましたか。

裁判員経験者 1：はい、ありました。

司会者：公開の法廷で話されている内容については話しても構わないという説明はありましたでしょうか。

裁判員経験者 1：ありました。

司会者：2番の方は、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：私は裁判をやっているときに、内容についても会社の人や家族に説明しています。それは話してもいいですよということを初めから聞いておりましたので、守秘義務が負担になるということは別になかったです。

司会者：ありがとうございます。3番の方は、いかがでしょうか。

裁判員経験者 3：プライバシーとか、しゃべったらいかんということはしゃべっていませんけれども、それ以外のことは、こんなことをしたよということはしゃべっています。

司会者：守秘義務があることで御負担に感じたりしたことはございませんか。

裁判員経験者 3：それはないです。

司会者：4番の方は、いかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私も公判で明らかにされていることは、他人に聞かれたら、それはそれでお答えしていましたが、しゃべっていたらしゃべり過ぎてしまうところがあるかもしれないので、なるべくしゃべらないようにしていました。それがもし負担といえ、負担です。裁判員になって良かったというのを人に伝えたいんですけれども、しゃべり過ぎちゃったらまずいなと思って、あまりしゃべらないようにしていました。

司会者：御感想等はしゃべっていただいても構わないという話はさせてもらったと思いますが、しゃべり過ぎたら困るということで、少し自制をされたということでしょうか。ありがとうございます。

5番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：家族や会社の同僚に、どんな事件だったか聞かれて、虐待の事件で、最近多いなみたいな話は普通にしていましたし、それによるプレッシャーもありませんでした。ただ、守秘義務の話とは違うんですけども、法廷が終わって、夕方に帰るときに駐車場に出たら、被告人の御両親と思われる方がおられて、何か言われたりするわけじゃないんですけども、どうしても罰の悪い空気があるので。開かれた裁判所というのは分かるんですけども、ちょっと威圧感がありました。

司会者：それは裁判所がもう少し配慮すべきことだったと思います。申し訳ございませんでした。

そうしましたら、そろそろお時間になってきましたので、最後にお一人ずつ、これから裁判員になれる方にメッセージがありましたら、一言ずつお話しただいて、意見交換を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

裁判員経験者1：私はいい経験をしたと思っていますので、これからも裁判員制度を皆さんに経験してもらって、是非積極的に参加された方がいいんじゃないかなと思っています。

司会者：では、2番の方、お願いします。

裁判員経験者2：私も会社や近所の人に、経験だからやってみた方がいいよという話はしています。ただ、なかなか言っても、そんなものに当たったんかという人が大半ですね。だから、いかに皆さんがやってくれるかというのは、裁判の日にちが十何日ぐらい延々続きますよという点がやっぱりネックになると思うんです。皆さん、仕事を持たれている方というのは、やっぱり四、五日、1週間も休んだら、大きい会社やったら、ほかの人に振ることはできるんですけど

ど、小さい会社だったら、例えば1週間休んだ場合、その1週間の仕事が全部また自分に返ってくるわけです。だから、その辺りで、もう少し考えていただいて、日程を詰められたら詰めてほしいなというのは本音です。

司会者：では、3番の方、お願いします。

裁判員経験者3：私は、五、六十年前に「12人の怒れる男」という裁判映画を見まして、日本でもそういうものができれば、是非参加したいなと思っていました。ですので、裁判員に選ばれて、とても嬉しかったです。3人の裁判官の連携が良くて、親切に教えていただきました。裁判員になられた方も、いろんな方がおられたんですが、皆、きちっと意見を言うんですね。最後に感想を言ったときも、忙しいのにこんなんに来て、もう二度と選ばれたくないわというふうなことを言う人もおったんですけど、それでも、その人も含めて、非常に一生懸命、真面目にやっていました。やっぱり日本人やなというようなことを感じました。そういう意味では、やっぱり選ばれたら、とにかく参加されたいと思います。

司会者：力強いお言葉、どうもありがとうございます。

では、4番の方、お願いします。

裁判員経験者4：私も、10日以上という長い期間は、仕事の段取りをするのが大変だと思うんですけども、選ばれて良かったですし、本当にいろんな勉強をさせていただきました。人の人生を一瞬、疑似体験しますよね。自分の生き方とか、いろんなことを考えさせられました。だから、選ばれた方は是非やってみてはいかがですかって言いたいです。

司会者：最後になりましたが、5番の方、お願いします。

裁判員経験者5：裁判員に当たるんだったら、宝くじに当たりたいっていう友だちがほとんどで、私もそう思っていたんですけど、実際来てみたら4番さんと同じで、やっぱりいい経験ができたと思います。仕事が許す限り、働き盛りの人はなかなか仕事も休めないと思うんですけども、来れる限り来たらいいと思います。

司会者：ありがとうございました。

では、ここで、記者の方からの質問をお聞きしたいと思います。

記者 1：1点目はまず、先ほどから少しお話にも出てきているんですけど、皆さん、否認事件で争点のある事件ということで、審理期間が長かった方もいらっしゃるということで、参加されるのに御自身で何か障害があった方というのはいらっしゃいますか。会社の理解が得られなかったとか、家の用事の都合をつけるのが大変だったとか、もしおられれば、お話をお伺いしたいと思っています。

裁判員経験者 2：別に障害はなかったです。私も会社の上司に言ったら、それは国で決まったことやから行かんとあかんということは言っていました。ただ、後で自分の首を絞めているなというのはありました。

裁判員経験者 5：障害がないことはないです。私は世帯数が多い会社の社員で有休がとれたんですけども、以前は個人商店で働いていたこともあって、それだったら、有休どころか、週1回の休みもない。明日休みますって言ったら一生休んどけと言われるのが現実なんで、障害が本当にある人は参加されていないと思うから、質問自体が違うんじゃないかと思うんですよ。私の会社は、給料はつかないですけども、裁判員ということで裁判所に行ってきた証明を見せたら、有給休暇じゃなくても、成績が下がる欠勤にはならず休みをもらえるんで、ある意味、恵まれている立場にいると思います。現実、よっぽどの会社じゃない限り行けない方が多いんじゃないですかね。まして二、三人の個人商店の従業員の方なんかは、ほぼ無理なんじゃないかと思います。

記者 1：ありがとうございます。

続いて2点目をお聞きしたいと思います。今年、特に一審の裁判員裁判で死刑判決が出た事件の控訴審で、二審の裁判官だけの審理で判決が破棄されるというケースが相次いだんですが、皆さんは御自身が担当された事件で、被告人、検察官それぞれが控訴されたか、その結果どうなったかといったことは御存じでしょうか。また、控訴審について、どのように感じられているか、お伺

いできればと思います。

裁判員経験者 3：私も知りたいと思っているので、今日意見交換会が終わってから聞きに行こうかなと思っているんです。だから、今は知りません。

それから、裁判員裁判で決まったことが後で覆るということは、やっぱりだめなんじゃないかなというように思います。

裁判員経験者 5：私も、最後の日に裁判長が2週間以上経ったら控訴されているかどうかは分かるので、興味があったら問い合わせてくださいと言われていたんですが、そのまま聞いていませんでした。せっかく今日裁判所に来たので、私も聞いて帰ろうかなと思っています。

控訴があったのなら、まだ結果は出ていないと思うんですけど、覆ったら、せっかく裁判員をしたのになというのもあるんですけど、それはもちろん被告人にも権利はありますし、致し方ないんじゃないんですかね。

裁判員経験者 3：私は逆に聞きたいんですけど、例えば、外国なんかの例では、そういう判決が決まって、それが覆るというふうなことはあるのでしょうか。

海瀬裁判官：そもそも裁判員裁判というのが比較法的に見ると、裁判官と裁判員、つまり一般の方が一緒になって結論を出すというのが比較的珍しい制度だというのはあるんです。例えば、アメリカだったら、映画を御覧になったと思いますけれども、陪審員の方だけで決めますよね。もちろん控訴審とか、三審制というのがありますので、理由にはよりますけれども覆るということはありません。フランスは逆に、控訴審も陪審員という制度になっていますので、そういった形で覆るということはありません。制度がかなり違うので、一概には比べられないところもありますけれども、一審で市民参加型の裁判が行われたもので、控訴審で覆るということ自体はあるとは思いますが。

記者 1：では、最後、3点目になります。先ほども5番さんが答えてくださったんですけど、もっと皆さんに参加してもらうために、ここがもう少しこうだったら良かったんじゃないかとか、今、有給休暇のこともありましたが、ほかに思い当たることがいらっしゃる方がおられれば教えてください。

裁判員経験者 3：前向きに、積極的に出られるようなことを国が補償するとかですかね。私は有給休暇を使って裁判員に行くというのもおかしな話だと思うんです。裁判員に参加するのに有休を使えば、その分、会社は有休を増やさないとあかんと思います。やっぱりそういうふうに、会社も前向きに変わっていかないとあかんのとちゃうかなと思います。

記者 2：1問だけ、お聞きしたいと思います。

私は裁判員制度が始まるときにも裁判所を担当してしまして、どんな制度になるのかなと思ってずっと見てきたんですけれども、今日、5人の裁判員経験者の方がいらっしゃっていて、皆さん、いい経験をなされたというふうにおっしゃっていました。けれども、横のつながりというか、皆さんの経験があまり伝わっていないと言いますか、知らない人にとってみたら、裁判員制度というのは知らなくてもいいような感じを受けてしまうんじゃないかなと危惧しておりまして、私どもメディアの責任も非常に大きいとは思っていますけれども、例えば、こんなことをやったらいいのにとか、ざくっとでも結構なんでお話しいただけたらありがたいと思います。

司会者：今の質問としては、裁判員を経験された方の感想がもう少し世間に広がるようなアイデアについてお聞きしたいということでしょうか。

記者 2：そうですね。本日は裁判所が主催されておりました、民間のネットワークもあるのはあるんですけれども、今日本当に素晴らしい御経験を聞かせていただいたと感じているので、こういう声をメディアももっと伝えていかなければいけないと思い、自分に返ってくる話なんですけれども、横のつながりとかそういったところはあまりないのかなあと聞いていて感じたんです。その辺りについて、もう少し、国に対して提言というか、市民が参加することが制度としてもっと成熟していくきっかけになってくれたらいいのになんてことを僭越ながら思った次第なんです。少し分かりにくかったですね。また機会があったら、是非教えてください。

司会者：では、そろそろお時間になりましたので、最後に、この意見交換会に参

加いただきました検察官，弁護士，裁判官から一言ずつ，感想等をいただければと思います。

丸山検察官：今回，冒頭申しましたように，かなり複雑な部類の事件ばかりだったと思います。そんな中で，皆さんがどういうふうにご覧になっているのかということがいろいろ聞いて，大変参考になりました。また，この意見を持ち帰って，今後の改善に努めたいと思っています。今日はありがとうございました。

宇野弁護士：分かりやすい主張，立証という観点から，いろんな御感想をお聞きできたので，これを弁護士会に持ち帰って，さらなる弁護活動のブラッシュアップに努めたいと思います。どうもありがとうございました。

海瀬裁判官：私も，裁判員制度が始まった当初から，どのように分かりやすい制度にしていくかということをご裁判所内部でかなり議論しておりましたけれども，今日，皆様のお話を聞いて，こんな難しい事件で皆様にそこまで分かりやすかったと言ってもらえるということで，やっぱりすごく進歩してきたんだなと思うと同時に，まだまだ足りないというところもたくさん御指摘をいただきましたので，また，裁判所内部でも議論を進めて，もっともっとより良い裁判員裁判にできるように頑張っていきたいと思っています。本当に今日は，たくさんの有益な御意見ありがとうございました。

司会者：本当に今日はありがとうございました。皆様には裁判員を務めていただいた上に，この意見交換会にも御出席していただきまして，本当に感謝をしております。本日は参加していただき，本当にどうもありがとうございました。

以上